

平成22年6月8日

法務省法制審議会民法（債権関係）部会 御中

消費者の視点からみた論点の提示

日本司法書士会連合会
会長 細田長司

当連合会は、貴部会で審議されている民法（債権関係）改正につき、下記の論点について別紙のとおり消費者の視点から検討していただきたく、提示する。

なお、民法（債権関係）改正に関する当連合会の意見は、おって提出する予定であることを念のため申し添える。

- 論点1 未成年者取消しに伴う原状回復義務の範囲について
- 論点2 暴利行為の明文化およびその要件緩和について
- 論点3 複数の契約の解除について
- 論点4 建物の賃貸借契約の保証人の保護について

論点 1 未成年者取消しに伴う原状回復義務の範囲について

1. 未成年者による契約トラブル

近年、携帯電話利用契約、エステ契約、オンラインゲーム利用に係る契約等、未成年者を契約当事者とする契約トラブルが散見される。

(実務では、未成年者取消しの主張の前提として、親権者の事前承諾の有効性や契約当事者(親権者か、未成年者か)が問題となることも少なくないがここでは割愛する。)

2. 清算における問題点

未成年者取消しを主張した場合、当該未成年者の利得の返還の範囲については、「現に利益を受けている限度」(民法第121条ただし書)であるところ、上記1のような、役務取引(サービス提供取引)における「現に利益を受けている限度」については、以下のように「役務提供＝現存利益」とする見解が少なからず存在する。

【相談現場における考え方】

「一般に、役務取引の場合の現存利益は、受けた役務分の対価ということになっています」(高芝利仁監修「相談事例集」175頁<社団法人日本訪問販売協会>)

【裁判例】

「被告は・・・本件契約に係る携帯電話を利用しているところ、これに対応する範囲の料金支払債務を免れているから、被告には、これにより役務提供を受けた限度において利益が現存するものといえる。・・・本件契約に係る・・・パケット通信サービスという役務提供を受けたこと自体が利益なのであって、その性質上、受けた利益が消滅するとはいえない」などと判示し、通話料金そのものを現存利益の範囲とした(札幌地判平成20・8・28 [公刊物未登載]・判決文の抜粋は、猪野亨「携帯電話利用契約をめぐる訴訟からみる未成年者保護」現代消費者法No. 3・35頁に基づく)。

かかる見解に基づく場合、当該契約の取消しが認められたとしても、清算の場面において、結局、未成年者側は、客観的対価を返還しなければならず、事実上、未成年者取消しによる効果が没却され、悪質な事業者が契約の相手方である場合には、当該事業者の“やり得”を容認する結果ともなりうる。

この場合、返還の範囲を減少させる構成としては、信義則に基づく請求制限や契約の相手方の権利濫用(上記裁判例等)の主張、不当利得において不法原因給付規定を置くこととの対比において、一方当事者の有責性が高い場合には原状回復義務の内容が制限されるべきであるという主張、当該役務は、生活に必需ではないから、出費の節約たる利益はないという主張などが考えられるところである。しかし、いずれも明文の規定はなく、司法上の確立した判断でもなく、主張立証責任は未成年者側が負担せざるを得ない等、未成年者取消しの趣旨からすれば、十分であるとはいえない。

3. 結語

未成年者取消し（及び制限行為能力者一般につき）に伴う、返還すべき利得の範囲につき、未成年者等の制限行為能力者について特則を設けるなどの見直しを行う必要があるのではないかと考える。

論点2 暴利行為の明文化およびその要件緩和について

1. 契約トラブルの実態

実務においては、(1) 個人の恋愛感情を悪用する、いわゆる「恋人商法」(以下、「恋人商法」という。)や、(2) 高齢者の個人事業者に対し、十分に使いこなせない機材をリース契約させる等のトラブル事例が存在している。

【事例1】恋人商法

ある日、寮に見知らぬ男性から自分宛に電話があった。電話で会話が弾み、携帯電話のメールアドレスを交換した。しばらくメールのやりとりをしているうちに、「実際に会おう」という話になった。男性が「宝石のデザインをしている。自分のデザインを見て欲しい」というので、男性に連れられ、ビルの一室に行った。

そこで、男性がデザインしたという、ネックレスを着けられ、男性の上司という人間から「彼を男にしてやってくれ。彼も喜ぶよ」などと言われたため、男性の喜ぶ顔がみたいという思いから、ローンを組んで40万円のネックレスを購入した。

2か月くらいすると、男性からの連絡が途絶えてしまった。(20歳代 女性)

【事例2】高齢者の個人事業者に対する訪問販売

ある日、「これからはインターネットの時代だ」などといって、営業担当者が訪問してきた。

「パソコンに触ったこともないし、インターネット自体もよく知らない」と言ったが、営業担当者は「誰でも最初はそうです」といって、勧誘を続けた。

結局、営業担当者のセールスが熱心なので、契約することになってしまった(パソコン及びホームページ作成ソフトのリース契約・支払総額は約50万円)。

その後、やはり、使い方がわからず、結局パソコンなどを使用することもなく、リース料だけを毎月支払っている状況である。(70歳代 男性・民宿経営者)

※いずれも実際に司法書士が担当した事件を簡略化したもの。

2. 民法の意思表示規定あるいは特別法の適用が困難であること

(1) 恋人商法について

これらのトラブルについては、現民法の意思表示に係る規定、あるいは、特定商取引法や消費者契約法等の特別法の民事規定の要件に該当せず、実務上の対応に苦慮することが少なくない。

恋人商法については、商品について虚偽(或いはこれに近い)のセールストークがなされる場合が多いが、これにより当該消費者が誤認に陥っているわけでもなければ、威迫行為を受けているわけでもないといったケースも少なからず存在する。

この勧誘形体が特定商取引法に定義される「訪問販売」に該当する場合には、クーリング・オフの主張が可能であるが、法定書面受領日から相当期間経過後においては、事業者の行為の不当性が存在するにも関わらず、直ちに契約の効力を否定する規定が存在しないため、その救済が困難となっている。

この点につき、契約金額が極めて高額となったり、契約者自身が自殺に追い込まれたりするなど、事業者の行為に社会的相当性の逸脱が著しいケースであれば、不法行為責任あるいは公序良俗違反が成立

する余地はある。

しかしながら、個別クレジットを組んだ支払総額が数十万円に留まるような場合は、これら主張が認められるケースは稀であると思われる。

（２）高齢者の個人事業者、契約トラブルについて

個人事業者の場合、当該契約の目的物が、事業と関連性を有しており、事業に用いることが想定されている等の場合、原則として、消費者契約法の「消費者」に該当せず、さらに、特定商取引法の適用除外に該当することとなり、これら特別法の適用を受けられないという結果にならざるを得ない（消費者契約法については、解釈の余地はあるだろう）。

これらについても、恋人商法同様、事業者に虚偽のセールストークや威迫行為はないケースが少なからず存在する。したがって、この場合も民法の意思表示規定が直ちに妥当する場面ではないことになる。

3. 不当性の存在

恋人商法については、個人の恋愛感情につけ込んで商品を購入させる行為であって、およそ社会的に是認される行為ではない。

また、高齢者の個人事業者、契約トラブルについては、パソコン等に関する知識もなければ経験もない個人事業者に対し、勧誘を行い契約に至っているものであり、本人に適合しない取引をすすめた点は問題となる。

上記不当性は、金額の多寡により変わるものではない。

4. 結語

公序良俗違反無効が、いわば民法の意思表示規定や、特別法の隙間にある不当な契約からの解放の手段として位置づけられるように、当事者間の交渉力・情報量の格差、適合性等の主観的要素にかかる社会的非難の程度が高い場合は、契約金額（被害金額）が著しく過大な利益に該当しない場合であっても、契約の無効を認めるといった見直しを行うべきではないかと考える。

論点3 複数の契約の解除について

1. 複数の契約の当事者が介在する契約トラブルの存在

いわゆる「内職商法」での契約トラブルにおいては、業務提供あっせん契約の相手方となる事業者、業務提供の前提となる研修契約の相手方となる当事者、具体的な業務を提供する契約の相手方等、複数の事業者が介在する契約トラブルが散見される。

2. 複数当事者の契約であるか否かについては、消費者側に選択権はない

上記1のとおり、事業者側において、ある契約の主体はA事業者、また別の契約の主体はB事業者であるものをひとつのパッケージとして商品化して勧誘を行うなど、契約当事者を同一とするか複数とするかについては、契約の一方当事者が決定権を有している場面も存在する。

3. 特別法の規定の存在およびその限界

複数の当事者による複数契約のうち、いわゆる消費者被害が顕著な取引類型については、割賦販売法（支払停止の抗弁、クーリング・オフ、取消権等）、特定商取引法（クーリング・オフ、取消権等）、あるいは消費者契約法等の特別法による手当がなされてきた。

これらの手当については、適用対象取引が限定されることに加え、いわゆる倒産型（債務不履行型）被害については対象外となっている点につき、消費者被害救済の観点からすれば不十分であるとの指摘がされている。たとえば、40回分のエステの施術契約につき個別クレジットを利用し、クレジット料を、月々支払ってきたところ、エステを3回程度受けた、契約から半年経過後に、当該エステ事業者が倒産したという事案の場合、現行法上では、クレジット会社に対しては支払停止の抗弁を主張しうるに留まる。

4. 結語

複数の契約の解除については、複数の当事者における複数契約の場合であっても双方の契約が無効であるとの裁判例が存在する無効の場合との整合性、取引の安定性を阻害する濫用的解除防止への配慮、対象範囲（消費者契約に限るのか一般法化するのか）等も踏まえ、複数の当事者による複数契約の場合における解除の規定につき検討を行う必要性があるのではないかと考える。

論点4 建物の賃貸借契約の保証人の保護について

1. 賃貸借契約の保証人をめぐるトラブル

賃貸借契約の保証人については、賃借人が賃料を滞納したまま任意に明渡しをしたケースであっても、債権者の選択により、保証人のみを被告として、未払賃料請求訴訟が提訴されることも実務上往々にしてみられるところである。

一方、賃貸借契約の保証人には、賃貸人が賃料の未払等により契約の解除を選択したときに賃借人の建物明渡しに協力するという事実上の負担も生じることが通常であり、賃貸人が賃料未払による賃貸借契約の解除を理由とする建物明渡し請求訴訟を提起する際には、未払い賃料の回収可能性に関わらず、当該賃借人のほか、当該保証人をも被告とされ、保証人から賃借人に対しての明渡しを説得するよう働き掛けを期待されることが多い。

以上のように、一度、賃貸借契約の保証人となると、保証債務の支払いと賃借人退去等の協力という二重の負担を強いられる場合がある。

賃貸借契約は長期間に及ぶことが多く、保証人と賃借人との人間関係が破綻した後もこれらの責任が継続し、賃借人の賃料未払によって両者間でトラブルが表面化するという問題も多発している。

2. 賃貸借契約の保証人の問題点

賃貸借契約の保証人は、「最大どこまでの責任を負うのか」という保証の範囲及び金額、「いつまで責任を負うのか」という保証期間が不明のまま保証契約を締結しており、長期間に及ぶ保証契約存続中、不安定な責任を負い続けることになる。

【現民法】

賃貸借契約の保証債務は特定保証ではあるが、一般に継続的債務と解され、根保証の一種として区分されている。ところが、現民法は根保証の範囲を「貸金等債務」に限定しており、賃貸借契約の保証人は民法上何ら保護を受けていない状況にある。

【判例】

判例では、原則として賃貸借契約の更新後も保証人の責任は継続するものと解されており（最判平9・11・13判時1633号81頁）、この原則を維持しつつ、未払賃料が200万円にも及んだにも関わらず、賃貸借契約がそのまま法定更新され、最終的には400万円になり保証人に対して訴訟が提起されたケースでは、特段の事情に該当し、保証人が責任を負わないと判示されたものがある（東京地判平10・12・28判時1627号84頁）。

このように判例は、賃貸借契約の保証債務は原則として継続するものの、賃貸借契約の更新後の保証債務を特段の事情により否定するという手法を採用しているといえる。

3. 賃貸借契約の保証人を民法上保護する必要はないのか

仮に根保証を「貸金等債務」に限定しないという改正をし、賃貸借契約の保証人が根保証に含まれる

ことになったとしても、根保証の規定のみでは「極度額」という上限金額の設定のみが適用されるに留まり、前述の判例のように賃貸借契約の更新後の保証人を救済するという「保証期間」に応じた保護を図ることができない。

4. 結語

一般の民法（債権関係）改正では、特則として、賃貸借契約の保証債務につき、賃貸借契約の更新後の保証債務を特段の事情により否定するという判例の考え方を明文化することを検討することは勿論、当該特段の事情を明確に例示することによって、賃貸借契約の保証人の責任についての予見可能性を高めることが賃貸借契約の保証人に関する紛争の防止に資することになるのではないかと考える。